

# 2024 年度 市内事業者エコ化支援補助金

～ 中小規模事業者の「エコ化」を支援します ～

## ■「再生可能エネルギー源利用設備」の導入

(太陽光発電設備、太陽熱利用設備等)

| 対象事業者                                                                                                   | 補助金額                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業者</li> <li>●学校法人</li> <li>●医療法人</li> <li>●社会福祉法人</li> </ul> | 補助対象経費の<br><b>1/4 (上限 200 万円)</b> |



< 太陽光発電設備 >



< 太陽熱利用設備 >

※発電設備と連携して設置する蓄電池・V2H

## ■「省エネルギー型設備」の導入 (空調・燃焼機器・業務用燃料電池)

| 対象事業者                                                    | 補助金額                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業者</li> </ul> | 補助対象経費の <b>1/5 (上限 150 万円)</b><br>(低 CO <sub>2</sub> 川崎ブランド又は川崎 CN ブランド<br>認定から 3 年度以内の製品導入の場合は<br>1/4、上限 200 万円) |



< 空調設備 >



< 燃焼機器 >

## ■上記設備と併せて導入する、「エネルギー管理装置」など

詳細は、中面を御覧下さい。

## ■ 補助対象事業者

### 前提となる要件 川崎市地球温暖化対策推進条例に定める「中小規模事業者」

- 令和5年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満であり、令和6年3月31日時点での自動車所有台数が100台未満であること等の条件を満たす事業者が該当します。

上記に加え、次の(1)～(4)のいずれかに該当する市内に事業所を有する事業者、または市内に事業所を新設する事業者が対象です。

#### (1) 以下のすべてを満たす 中小企業者

##### ア 中小企業基本法に定める中小企業者

- 業種ごとに、資本金の額や従業員数が一定規模以下の事業者が該当します。
- 詳細な条件等については、中小企業庁のホームページなどで御確認ください。

〔FAQ「中小企業の定義について」(中小企業庁ホームページ)  
[http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm)〕

##### イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。)が所有していない事業者

##### ウ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していない事業者

#### (2) 私立学校法に定める 学校法人

(従業員の数が 100人以下)

#### (3) 医療法に定める 医療法人

(従業員の数が 300人以下)

#### (4) 社会福祉法に定める 社会福祉法人

(従業員の数が 100人以下)

「再生可能エネルギー源利用設備」を導入する場合に限ります。

※他にも「川崎市税の納税義務者である」「川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がない」等の要件があります。また、要件を満たしていても、対象外となる場合もあります。必ず詳細を要綱や手引きでご確認ください。

## ■ 補助対象事業 (次の1～3に掲げる事業が対象です。)

### 1 次の「再生可能エネルギー源利用設備」の導入

- (1) 太陽光発電設備 (50kW未満。ただし、10kW以上は自家消費型のみ対象)
- (2) 太陽熱利用設備
- (3) 風力発電設備
- (4) 小水力発電設備
- (5) 地中熱利用設備
- (6) バイオマス利用設備
- (7) 上記1(1)～(6)に示した発電設備と連携して導入する蓄電池及びV2H

### 2 次の「省エネルギー型設備」の導入

- (1) 空気調和設備
- (2) 燃焼設備 (ボイラー・給湯設備)
- (3) 業務用燃料電池 (定格出力3.0kW以上)
- (4) 上記2(1)と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等

既設設備を更新する場合に限ります。  
(故障は除く)

### 3 上記「1」又は「2」と併せて導入する「エネルギー管理装置 (EMS装置)」

- 次の場合は、補助対象外となります。

- 居住用途や居住用途との兼用部分における設備の導入
- 中古設備やリース契約による設備の導入
- 他の用途、機能が備わっていて、補助対象の区分が明確にできない設備の導入など

- 「省エネルギー型設備」の場合、省エネルギー診断の受診が必須となります。(次ページ参照)

#### ■チェックポイント

●グリーン購入法調達基準又は、トップランナー基準で定めがある設備に関して、いずれかの基準を満たす設備であること。

## ■ 補助金額

### 1 補助金額・・・再生可能エネルギー利用設備：

補助対象経費の4分の1（1万円未満切捨て、上限200万円）

省エネルギー型設備：

補助対象経費の5分の1（1万円未満切捨て、上限150万円）

※「低CO<sub>2</sub>川崎ブランド」又は「川崎CNブランド」認定製品（認定から3年度以内）を導入する場合の補助率は4分の1、上限200万円

### 2 補助対象経費・・・必要経費から国、県等の補助金、寄付金、その他収入を控除した額

### 3 必要経費・・・対象設備の購入及び設置工事に関する費用

※購入及び設置工事にあたり申請者が要した調査費や事務費、既設設備の処分費、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、及び各種手数料（銀行振込手数料等）は補助対象外。

## ■ チェックポイント

●補助対象経費が、50万円以上の事業が補助対象になります。

●国、県等の補助金との併用はできますが、川崎市の他の補助金との併用はできません。

## ■ 補助金の募集について

●エコ化支援補助金の募集は通年で行っております。各期日にご注意ください。

●また、予算の上限に達した場合は、募集の受付を終了致します。

## ■ 手続きの流れ

### ① 事前相談票（補助金・省エネルギー診断）の提出

- 補助金の申請を希望する場合は、申請書の提出前に相談票を提出してください。
- 事前相談票をご提出いただけない場合、補助金の申請ができませんので御注意ください。

空気調和設備、燃焼設備、業務用燃料電池の場合

### ② 省エネルギー診断の受診（該当する場合のみ）

- エコ化支援補助金を申請する年度末までに省エネルギー診断を受診し、報告書を受領する必要があります（受診してから報告書を受領するまで約1ヶ月を要しますので、2月末までに必ず受診してください。）。
- 令和3年度以降に省エネルギー診断を受診している場合は、改めて省エネ診断を受診する必要はありません。

### ③ 補助金申請書の提出

- 申請書類に不備があると受付ができません。上記の申請書提出期間中に余裕をもって提出してください。（次ページ参照）

### ④ 交付決定および工事契約の締結

- 工事は、「工事着工可能日」以降に着工してください。

### ⑤ 省エネルギー診断とは・・・？

エネルギー管理士の資格等を持つ専門家が、工場やオフィスに伺い、省エネに係る具体的な改善事項の提案や、改善に必要な費用と回収期間の試算などを行い、貴社に最適な省エネ対策を提案するものです。

### ⑤ 完了届の提出

- 完了届は、工事及び支払等の完了後30日以内に提出してください。ただし、提出の最終期限は、2025年3月17日（金）のため、それまでに工事及び支払等が完了する必要があります。

### ⑥ 完了検査

- 市職員が、申請どおりの設備が導入されているかを事業所で確認します。

### ⑦ 補助金の支払い

- 検査後、補助金の支払いになります（②の省エネルギー診断は支払前までに受診してください。）。

## ■ エコ化支援補助金の交付申請に必要な書類

- 申請書の提出は、**郵送又は電子申請**で受付けております。
- 各書類の様式や記載例、電子申請のフォームについては、ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。
- 補助金の申請から交付までの詳細な事務手続きについては、「**申請の手引き**」をご覧ください。
- 令和4年度から、**補助金額が100万円を超え、かつ1件の発注金額が100万円を超える場合は、市内中小企業者への優先発注が義務化**されました。

- 1 川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 添付書類
  - (1) 補助対象事業概要・計画書
  - (2) 補助対象事業者が営む事業がわかる資料（会社案内のパンフレット等）
  - (3) 事業所案内図
  - (4) 補助対象経費計算書
  - (5) 見積書等の写し（複数業者から徴取した見積書すべて）
  - (6) 市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式）※1  
（申請事業者ではなく、工事施工業者が記入してください）
  - (7) 見積りが行えないことに係る理由書（第3号様式）※2
  - (8) 導入設備の仕様がわかる資料
  - (9) 既設設備の仕様がわかる資料
  - (10) 建築図面（配置図、平面図等）
  - (11) 導入設備の設置予定場所の写真（申請書の提出前3箇月以内のもの）
  - (12) 二酸化炭素排出量削減効果の算定資料
  - (13) 法人の履歴事項全部証明書又はその写し（申請書の提出前3箇月以内のもの）。（個人事業主の場合は、確定申告書の写し、個人事業税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類）
  - (14) 納税証明書又はその写し（法人の場合は法人市民税の納税証明。個人事業主の場合は市民税・県民税（個人）の納税証明。申請書の提出前3箇月以内のもの）
  - (15) 建物に係る全部事項証明書又はその写し（申請書の提出前3箇月以内のもの）
  - (16) 役員等氏名一覧表
  - (17) 建物所有者の承諾及び実施事業に係る設備の管理運営責任者を確認できるもの（当該事業を申請者以外の者が所有する建物において実施する場合に限る。）
  - (18) 事務代行届（第10号様式）（代行事業者が事務手続きを行う場合に限る。）
  - (19) 申請者の常時使用する従業員の数を確認できるもの（学校法人、医療法人、社会福祉法人の場合）
  - (20) その他市長が必要と認める書類

- ※1 補助金額が100万円を超え、かつ1件の発注金額が100万円を超える場合で、見積り依頼業者が、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「川崎市競争入札参加資格名簿」に登録がない場合
- ※2 補助金額が100万円を超え、かつ1件の発注金額が100万円を超える場合で、2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合

### ■ 問い合わせ・書類提出先（窓口へお越しの際は、事前にご連絡をお願いします。）

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所本庁舎21階）

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2169 FAX：044-200-3921

メールアドレス：30dtanso@city.kawasaki.jp

### ■ 市内事業者エコ化支援事業 ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139062.html>

